

杉並区いじめの防止等に関する条例を公布する。

令和7年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第14号

杉並区いじめの防止等に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 杉並区いじめ防止対策推進基本方針等（第11条—第22条）

第3章 いじめの防止等に関する措置（第23条—第27条）

第4章 重大事態への対処（第28条—第33条）

第5章 委任（第34条）

附則

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。全ての子どもは、一人の人間として尊重され、健やかに成長することが保障されています。子どもの心や体を傷つけるいじめは、決して許すべきではありません。

いじめをなくすためには、全ての子どもが、一人ひとりの多様な個性を理解し合い、互いの人権を尊重するという考えを持つことが大切です。また、全ての大人は、日頃から、あらゆる機会を捉え、いじめが許されない行為であることを子どもに伝えとともに、子どもがいじめの問題で悩んでいるときにそのつらい気持ちを一人で抱え込まないよう、子どもに寄り添い、その気持ちを受け止め、支援していくことが必要です。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こる可能性があります。したがって、杉並区、学校、保護者、区民等及び関係機関が、自らの責務や役割を自覚し、主体的にいじめの防止等のための対策に取り組むとともに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめを放置しない」との認識を共有し、相互に連携することにより、一体となって、子どもを守り抜くことが必要です。

このような考えの下、全ての子どもが安心して学び、自分らしく生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、児童生徒に対するいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、杉並区（以下「区」という。）、学校及び保護者の責務並びに区民等及び関係機関の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 区、東京都、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）その他の者が設置する法第2条第2項に規定する学校のうち、区内に所在するものをいう。
- (3) 区立学校 杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (4) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 児童生徒の親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童生徒を現に監護するものをいう。
- (6) 区民等 区内に住み、働き、若しくは学ぶ者（児童生徒を除く。）又は区内において事業活動を行うものをいう。

(7) 関係機関 警察、児童相談所、法務局又は医療機関その他のいじめの防止等に関する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、児童生徒が主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめがどの児童生徒にも起こる可能性がある問題であることに鑑み、区、学校、保護者、区民等及び関係機関が、いじめを認識しながらこれを放置してはならないという意識を高めるとともに、一人ひとりの児童生徒に寄り添い、その気持ちを確実に受け止めた上で、いじめの防止等のために主体的に行動することを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、学校、保護者、区民等及び関係機関の連携の下、地域社会が一体となって、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、一人ひとりに多様な個性があることを理解し、互いの人権を尊重するとともに、他の児童生徒の気持ちを大切にし、思いやりを持って接するよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等に関する理解を深め、自分たちの問題として、いじめを主体的に考え、話し合い、及び行動できるようにするよう努めるものとする。

- 4 児童生徒は、他の児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、区、学校、保護者、区民等又は関係機関に知らせよう努めるものとする。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国及び東京都との協力並びに学校、保護者、区民等及び関係機関との連携の下、区の状況に応じた施策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の日常の生活に注意を払い、日頃から信頼関係の構築に努めるとともに、区、当該児童生徒の保護者、区民等及び関係機関との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に取り組む責務を有する。

- 2 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、これを放置することなく、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、その監護する児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであって、当該児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための教育を行うとともに、当該児童生徒を心身ともに健やかに育てよう努めるものとする。

- 2 保護者は、日頃からその監護する児童生徒の気持ちの理解に努めるとともに、当該児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

- 3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

第8条 区民等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒に対する見守り等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができるよう努めるものとする。

る。

2 区民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、区、学校又は関係機関に知らせるよう努めるものとする。

3 区民等は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に関する啓発活動等を積極的に行うよう努めるものとする。

2 関係機関は、いじめに関する情報を入手したときは、速やかに、区又は学校に当該情報を提供するよう努めるものとする。

3 関係機関は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 杉並区いじめ防止対策推進基本方針等

(杉並区いじめ防止対策推進基本方針)

第11条 区は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、杉並区いじめ防止対策推進基本方針（次項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 区は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第12条 区立学校は、法第13条の規定に基づき、当該区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、学校いじめ防止基本方針（次項において「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

2 区立学校は、学校基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第13条 杉並区青少年問題協議会は、法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るものとする。

(対策委員会の設置)

第14条 区立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定に基づき、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

(1) 区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関して必要な事項

(2) 区立学校において発生した法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係を明確にするための調査その他の当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に関して必要な事項

3 対策委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(対策委員会の組織)

第15条 対策委員会は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 対策委員会に、前条第2項第2号に規定する調査を行わせるため、専門調査員を置くことができる。

4 専門調査員は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 第2項の規定は、専門調査員の任期について準用する。

(対策委員会の会長)

第16条 対策委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第17条 対策委員会は、会長が招集する。

- 2 対策委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 対策委員会の会議は、公開とする。ただし、対策委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第18条 対策委員会に、第14条第2項第2号に規定する調査を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第15条第1項に規定する委員及び同条第3項に規定する専門調査員（以下「委員等」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、非公開とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、対策委員会が定める。

(委員等以外の者の出席等)

第19条 対策委員会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員等以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員等以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員等の除斥)

第20条 委員等は、対策委員会及び部会が会議の中立性及び公正性が損なわれるおそれがあると認めるときは、出席することができない。

(守秘義務)

第21条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(学校いじめ対策委員会)

第22条 区立学校は、当該区立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該区立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知

識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を置くものとする。

第3章 いじめの防止等に関する措置

（いじめの防止のための措置）

第23条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、互いの個性を尊重し合う態度を養うこと及び当該児童生徒の自己肯定感や自尊感情を高めることが当該区立学校におけるいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対し、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに関する理解を深めるための指導を行うものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを防止するため、当該区立学校に在籍する児童生徒の保護者、区民等及び関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該児童生徒が自主的に行うものに対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第24条 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該区立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該区立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 教育委員会及び区立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、区民等及び関係機関との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その

他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(いじめに対する措置)

第25条 区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときその他区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、必要に応じ、当該区立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら必要な調査を行うものとする。

3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けたときは、当該児童生徒の気持ちに寄り添い、当該児童生徒及びその保護者に対し、いじめの早期解消に向けた支援を継続的に行うものとする。

4 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを行ったときは、その行為の重大性を総合的に考慮した上で、いじめを解消するために当該児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行うとともに、当該児童生徒及びその保護者に対し、その背景にある事情を踏まえた上で、いじめの再発を防止するために必要な支援を行うものとする。

5 前2項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得るものとする。

(区立学校以外の学校への協力要請)

第26条 区は、区立学校以外の学校に対し、区及び区立学校が講ずるいじめの防止等のための措置について協力を求めることができる。

(啓発活動)

第27条 区は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他のいじめの防止等のための啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該区立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策を行うことの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

- 3 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策を行うことができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第4章 重大事態への対処

(重大事態への対処)

第28条 区立学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を、速やかに区長に報告しなければならない。

- 2 教育委員会は、重大事態が発生したときは、速やかに、対策委員会に法第28条第1項の規定による調査を行わせるものとする。

- 3 対策委員会は、前項に規定する調査を行うため必要があると認めるときは、区立学校に対し、必要な要請をすることができる。

- 4 対策委員会は、第2項に規定する調査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- 5 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を区長に報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第29条 法第30条第2項の規定による調査等を行うため、区長の附属機関として、杉並区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、区長が、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合における同条第2項の規定による調査を行う必要性について、区長の諮問に応じ、答申する。

- 3 区長は、前項の規定による答申を受けて、法第30条第1項の規定による報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、速やかに、調査委員会に同条第2項の規定による調査を行わせるものとする。

- 4 調査委員会は、前項に規定する調査を行ったときは、その結果を区長に報告するものとする。

- 5 調査委員会は、法第30条第5項の規定に基づき区長が講ずる措置に関し、区長に意見を述べることができる。

(調査委員会の組織)

第30条 調査委員会は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(会議の非公開)

第31条 調査委員会の会議は、非公開とする。

(準用)

第32条 第15条第2項、第16条、第17条第1項から第3項まで及び第19条から第21条までの規定は、調査委員会について準用する。

(再発防止のための措置)

第33条 区長及び教育委員会は、第28条第2項に規定する調査及び第29条第3項に規定する調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第5章 委任

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 杉並区いじめ問題対策委員会条例（平成29年杉並区条例第20号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の杉並区いじめ問題対策委員会条例（附則第5項において「旧条例」という。）第1条の規定により置かれている杉並区いじめ問題対策委員会（次項において「旧対策委員会」という。）は、第14条第1項の規定により置かれる対策委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧対策委員会の委員である者は、この条例の施行の日、第15条第1項の規定により、対策委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧対策委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 旧条例第10条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区いじめ問題調査委員会	杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号）第29条第3項に規定する調査を行う場合	日額 23,000円
	前記以外の調査等を行う場合	会長日額 21,000円 委員日額 18,500円

別表教育委員会の部杉並区いじめ問題対策委員会の項中「杉並区いじめ問題対策委員会条例（平成29年杉並区条例第20号）第9条の規定により指名された委員が同条」を「杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年杉並区条例第14号）第28条第2項」に、「第3条第2項」を「第14条第2項第2号」に改め、「委員日額」の次に「及び専門調査員日額」を加える。